

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

目次

● 相談窓口

- No.1 受診・相談センター(コールセンター)
- No.2 聴覚や言語に障害がある方の健康相談窓口
[受診・相談センター(コールセンター)]
- No.3 陽性者サポートセンター(抗原定性検査キット
配布に係ること)
- No.4 陽性者サポートセンター(陽性者登録に係る
こと)
- No.5 新型コロナウイルスワクチン接種専用コール
センター
- No.6 宮城県新型コロナウイルスワクチン副反応
相談センター
- No.7 新型コロナウイルス感染症に関する
こころの電話相談(はあとライン・ナイト
ライン)
- No.8 仙台いのち支えるLINE相談
- No.9 暮らし支える総合相談
- No.10 外国語(多言語)による情報発信
- No.11 みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル
- No.12 仙台市市民相談【人権相談】
- No.13 労働相談

● 生活支援

- No.14 感染拡大傾向時の一般検査
- No.15 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯
生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)
- No.16 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯
生活支援特別給付金(住民税均等割非課
税世帯分【※国制度名:ひとり親世帯以
外の低所得の子育て世帯分】)
- No.17 新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金
- No.18 雇用保険の基本手当における
給付日数の延長に関する特例
- No.19 職業相談・紹介、職業訓練の申込
雇用保険失業給付等の手続きについて
- No.20 仙台市若者就労・定着支援事業
- No.21 仙台市就職氷河期世代就職支援事業

- No.22 無料職業紹介事業
- No.23 市営住宅の一時提供
- No.24 生活困窮者自立支援制度による
生活・就労支援
- No.25 住居確保給付金
- No.26 生活保護
- No.27 高齢者の健康維持
- No.28 定期予防接種の特例制度
- No.29 就学援助制度

学生向け
メニュー

- No.30 高等教育の修学支援新制度
- No.31 緊急採用・応急採用
(第一種奨学金・第二種奨学金)
- No.32 仙台市奨学金返還支援事業
- No.33 奨学金の減額返還
- No.34 奨学金の返還期限猶予
- No.35 就職活動中の学生等向けのオン
ライン相談
- No.36 オンラインによる就職活動を行
う学生を対象としたスペースの
無償貸し出し

● 公共料金

- No.37 水道料金・下水道使用料の支払い猶予
- No.38 ガス料金の支払い相談

● 税金

- No.39 市税の納税猶予
- No.40 個人市県民税の減免
- No.41 国税の納税猶予
- No.42 県税の納税猶予

裏面に続く

● 社会保障

No.43 国民健康保険料の減免

No.44 後期高齢者医療保険料の減免

No.45 介護保険料の減免

No.46 国民年金保険料の免除・納付猶予

No.47 国民健康保険傷病手当金

No.48 後期高齢者医療傷病手当金

No.49 要介護認定期間の合算

● 家庭学習支援

No.50 おうちでチャレンジ・ラボ,
中学生向け理科学習動画,
小学生向け理科学習動画

No.51 子どもの家庭学習(食育)支援

No.52 チャレンジ！おうちで楽しむ博物館
(小・中学生向け学習コーナー)
おうちで楽しむ展覧会 (YouTube動画)

● 子育て支援

No.53 妊婦の方に向けた情報提供

No.54 新型コロナウイルスの感染拡大で
不安を抱える妊産婦の電話相談窓口

No.55 不安を抱える妊婦の方への
出産前新型コロナウイルス検査

No.56 不妊に悩む方への特定治療支援に係る
年齢要件の緩和

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
1	相談窓口		○	○	受診・相談センター（コールセンター）	発熱等の症状がある方は、かかりつけ医または「受診・相談センター（コールセンター）」にご相談ください。	電話にてご相談を受け付けます。右記の問い合わせ先へご連絡ください。	TEL：022-398-9211 （24時間受付） 多言語対応を実施しています。 ○英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 （24時間受付） ○タイ語・ネパール語・ベトナム語・ロシア語・タガログ語・インドネシア語・ヒンディー語 （平日 8：30～18：00受付）
2			○	○	聴覚や言語に障害がある方の健康相談窓口 〔受診・相談センター（コールセンター）〕	聴覚や言語に障害がある方からの健康相談をファクス、メールでお受けしています。（聴覚や言語に障害のある方を対象にしていますので、対象外の方は電話での相談をお願いします）。	電話にてご相談を受け付けます。右記の問い合わせ先へご連絡ください。	FAX：022-200-2965 （24時間受付） メール：sodan-corona@medi-staffsup.com （毎日 8：30～17：15） ※お急ぎの方は、ファクスをご利用ください。
3			○	○	陽性者サポートセンター（抗原定性検査キット配布に係ること）	発熱外来の予約が取りにくい等の状況をふまえ、重症化リスクの低い有症状者の方等を対象に、検査キットを配布します。 【検査キット配布の対象者】 以下の要件をすべて満たす方が対象となります。 ・軽度の有症状の方 ・宮城県内在住の方 ・2歳以上65歳未満の方 ・重症化リスクがない方 ※詳しくは、右記ホームページでご確認ください。 ※検査結果が陽性となった場合、右記ホームページから陽性者登録をすることで、医療機関にかからずに、医師の診断により陽性判定を受けることができます。	お申し込みは下記ホームページからのみです。 宮城県ホームページ「陽性者サポートセンターについて」 https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/haiso-touroku-center.html	・杜の都おしえてコール（仙台市総合コールセンター） TEL：022-398-4894 （受付時間 平日 8：00～20：00 土日祝 8：00～17：00） ※検査キットの配送状況についてはお答えできません。 ※電話でのお申し込みはできません。

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
4	相談窓口				陽性者サポートセンター（陽性者登録に係ること） 医療機関を受診せずに自己検査等で陽性となった方は、陽性者サポートセンターに登録することで、新型コロナウイルス感染症に係る療養の支援を受けることができます。 【登録できる方】 下記のすべてを満たしてる方が登録可能です。（該当の方以外は、医療機関の受診をご検討ください。） ○次の1～3いずれかの方法で結果が陽性であった方 1 陽性者サポートセンターから配布を受けた抗原定性検査キットによる検査 2 薬事承認された抗原定性検査キット（※1）による検査 3 宮城県の無料検査事業（※2）による検査 ○県内在住の方 ○65歳未満の方 ○妊娠していない方（可能性を含む） ○新型コロナウイルス感染症の症状が出た日（発症日）から7日が経過していない方 ○問い合わせ等について、SMS（ショートメッセージサービス）やメールでの連絡が可能な方 詳細については必ず下記ホームページをご確認ください。 新型コロナウイルス感染症陽性者サポートセンター登録受付 https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/juyo/youseishatouroku.html	お申し込みは下記ホームページからのみです。 新型コロナウイルス感染症陽性者サポートセンター登録受付 https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?acs=youseisupport ※電話でのお申し込みはできません。	○陽性者サポートセンターへの登録方法について 電話番号 022-211-2111（宮城県代表番号） ○陽性者サポートセンターに登録後の相談について 「仙台市健康フォローアップセンター」 電話番号 080-2849-6574または090-1403-0571 受付時間 （健康相談）24時間 （一般相談）午前9時～午後8時 ※登録完了後は、保健所から登録が完了した旨のSMSが送信されます。 ※電話でのお申し込みはできません。	

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
5	相談窓口			○	新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター	新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせをお受けします。	電話にてご相談を受け付けます。右記の問い合わせ先へご連絡ください。	TEL：0120-39-5670 （受付時間 8：30～19：00） ※土日祝日も受付 多言語対応を実施しています。 ○英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語
6			○		宮城県新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター	ワクチン接種後の体調変化に関する電話相談（副反応の相談）をお受けします。	電話にてご相談を受け付けます。右記の問い合わせ先へご連絡ください。	TEL：050-3615-6941 （受付時間 8：45～17：15） ※土日祝日も受付 多言語対応を実施しています。 ○英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語（毎日） ○タイ語・ネパール語・ベトナム語・ロシア語・タガログ語・インドネシア語・ヒンディー語（平日のみ） 聴覚や言語に障害のある方用の問い合わせ FAX：022-200-2932 メール：m-side-reaction@medi-staffsup.com

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
7	相談窓口			○	新型コロナウイルス感染症に関するところの電話相談（はあとライン・ナイトライン）	新型コロナウイルス感染症に関するところの相談をお受けしています。 ・匿名で相談可能です。 ・新型コロナウイルス感染症に限らず一般的な心の悩みについてのご相談もお受けしています。	電話にてご相談を受け付けます。右記の問い合わせ先へご連絡ください。	・はあとライン TEL：022-265-2229 （平日 10：00～12：00、13：00～16：00） ・ナイトライン TEL：022-217-2279 （年中無休 18：00～22：00）
8				○	仙台いのち支えるLINE相談	SNSを活用し、新型コロナウイルス感染症を背景とした問題を含む、様々な困りごとや悩みに応じた相談対応や、適切な相談窓口の紹介を行います。	・受付日時：日曜・月曜・祝日・祝翌日18：00～21：00 ※令和5年3月については、毎日18：00～21：00 ・利用方法： ①ウェブサイトを使う場合 ・下記の市ホームページ「仙台いのち支えるLINE相談」にアクセスしてください。 ・ページ内にある「仙台いのち支えるLINE相談」に相談するのボタンをクリックしてください。 ②LINEアプリを使う場合 ・アカウントのID検索で、LINE公式アカウント「仙台いのち支えるLINE相談」を検索してください（アカウントID「@083xfyxn」） ・相談受付時間内にメニューの「相談する」ボタンをタップしてください。 市ホームページ「仙台いのち支えるLINE相談」 https://www.city.sendai.jp/shogaihoken/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/sodan/sendaiinochisasaerulinesoudan.html	健康福祉局障害者支援課 TEL：022-214-8165

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
9	相談窓口			○	暮らし支える総合相談	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活上の様々な困りごとを抱える市民の方を対象に、その内容に応じて弁護士や臨床心理士、社会保険労務士、司法書士等の専門家が相談に応じ、問題の解決に向けたアドバイスをを行います。また、専門家のアドバイスを踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援を行います。	ご相談は予約制となります。 電話にてお申し込みください。 市ホームページ「暮らし支える総合相談」 https://www.city.sendai.jp/shogaihoken/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kurashisaeru.html	(一社) パーソナルサポートセンター TEL : 022-395-8865 (平日 9 : 00～18 : 00)
10				○	外国語（多言語）による情報発信	市ホームページ及び（公財）仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイトにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を外国語（多言語）で提供しています。 仙台多文化共生センター（運営：（公財）仙台観光国際協会）において、新型コロナウイルス感染症に関連する生活支援施策等の情報提供や専門の相談窓口の紹介、通訳支援を行っています。	市ホームページ新型コロナウイルス感染症特設ページ内「外国語翻訳ページ」 (Information Regarding COVID-19) https://www.city.sendai.jp/koryu/foreignlanguage/jp/news/coronavirus.html (公財) 仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイト https://int.sentia-sendai.jp/j/ 仙台多文化共生センターウェブサイト https://int.sentia-sendai.jp/j/exchange/index.php	・文化観光局交流企画課 TEL : 022-214-1252 ・（公財）仙台観光国際協会国際化事業部 TEL : 022-268-6260 ・仙台多文化共生センター TEL : 022-265-2471

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
11	相談窓口		○		みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染者やその関係者の方々が差別や偏見、誹謗中傷などにさらされる事例が見受けられることから、電話相談をお受けしています。社会福祉士が相談に応じ、必要に応じて、法務局や労働局、警察、弁護士会などの関係機関の窓口をご紹介します。 【対象者】 宮城県内において新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷等の被害を受けている方及びその関係者など		TEL : 090-1552-1477 (平日 9 : 30～16 : 30)
12				○	仙台市市民相談【人権相談】	各区役所において、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別等、偏見やいじめについての相談を人権擁護委員が行っています。	青葉区:第2・4水曜10～15時 宮城野区:第1・3木曜10～15時 若林区:第2・4木曜10～15時 太白区:第1・3火曜10～15時 泉区:第1・3水曜10～15時 (いずれも12～13時を除く)	・市民局広聴課 TEL : 022-214-6132 ・各区役所区民生活課 (最終ページ下部の連絡先参照)
13		○	○		労働相談	新型コロナウイルス感染症の影響によるさまざまな労働に関する問題について、県民の方からの相談をお受けしています。	詳しくは相談窓口へお問い合わせください。	・宮城労働局 雇用環境・均等室 TEL : 022-299-8844 ・仙台労働基準監督署 TEL : 022-299-9075 ・ハローワーク仙台 TEL : 022-299-8811 ・宮城県労働委員会事務局審査調整課 TEL : 022-214-1450 (いずれも平日 8 : 30～17 : 15)

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
14	生活支援		○	○	感染拡大傾向時の一般検査	感染拡大傾向時等において、知事の判断により、感染の不安がある無症状の方を対象とした無料の検査を実施します。 【実施期間】 県知事の判断で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく検査受検の要請が行われた期間 ※令和4年1月10日現在では、令和5年1月31日までが実施期間となっております。以降の実施に関しては、宮城県ホームページをご確認下さい。 【対象者】 感染リスクが高い環境にある等のため、感染不安を感じる無症状の方（宮城県内に住民票を有する方） ※本人確認のため、住所の確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。	対象者は、宮城県より登録を受けた事業者において、無料でPCR検査等を受けることができます。登録事業者やその他詳しくは宮城県ホームページをご覧ください。 宮城県ホームページ： 「感染拡大傾向時の一般検査事業について」 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/m-kensa_ippan.html	宮城県疾病・感染症対策課感染症対策班 TEL：022-211-2632
15			○	○	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	低所得のひとり親世帯で、主に令和4年4月分の児童扶養手当を受給された方を対象に、児童1人につき5万円を支給します。令和4年4月分の児童扶養手当を受給されてない場合でも、収入等の状況により給付金の支給対象となる場合があります。（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は全国一律の制度です。） 【要件】※以下のいずれかに該当する方 ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方【申請不要】 ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給されていないひとり親の方【申請必要】 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少するなど、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親の方【申請必要】 【申請期限】 令和5年2月28日（当日消印有効）	令和4年4月分の児童扶養手当を受給されている方には、6月14日（火）に児童扶養手当を支給している口座へ、給付金を振り込みました。申請が必要となる方については、各区役所保育給付課、各総合支所保健福祉課において申請を受け付けております。ご不明な点は、右記にお問い合わせください。	各区役所保育給付課・各総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
16	生活支援	○		○	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（住民税均等割非課税世帯分【※国制度名：ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分】）	住民税均等割非課税の子育て世帯に対し、児童1人につき5万円を支給します。令和4年度の住民税均等割が非課税でない場合でも、収入等の状況により給付金の支給対象となる場合があります。（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は全国一律の制度です。） ※「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給を受けた方は、本給付金の対象にはなりません。 ただし、支給を受けた後に児童を出生した等で新たに児童を養育することになった時は、対象になる場合があります。 ※同居の祖父母等の所得が高いことにより、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給を受けていないひとり親世帯の方については、本給付金の要件を満たす場合は対象となります。 【要件】 以下の①養育要件のア～キのいずれかに該当し、かつ②所得要件のアとイのいずれかに該当する方 ①養育要件 ア 令和4年4月分の児童手当の受給者（公務員以外） イ 令和4年4月分の児童手当の受給者（公務員） ウ 令和4年4月分の特別児童扶養手当の受給者 エ 新規児童手当受給者（公務員以外） オ 新規児童手当受給者（公務員） カ 新規特別児童扶養手当受給者 キ その他対象児童の養育者 ②所得要件 ア 令和4年度分の住民税均等割が非課税の方 ※税の申告が未申告の方は含まれません。 ただし、未申告の方のうち、生活保護を受給されている方は含まれます。 イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の水準にある方 ※①のア、ウ、エ、カで②のアに該当する方は申請不要、それ以外に該当する方は申請が必要。 【申請期限】 令和5年2月28日(当日消印有効) ただし、令和5年2月中に新たに児童を養育することになった方は、令和5年3月15日まで	令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給されている方のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方には、7月11日（月）に児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座へ、給付金をお振り込みします。 申請が必要となる方については、各区役所保育給付課、各総合支所保健福祉課において申請を受け付けております。 ご不明な点は、右記にお問い合わせください。	各区役所保育給付課・各総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
17	生活支援		○		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により休業を求められた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。 申請開始日は休業した期間の翌月初日です。 【対象者】 ①令和4年7月1日～令和5年3月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者 ②令和4年7月1日～令和5年3月31日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等 【申請期限】 休業期間が令和4年10月～11月→令和5年2月28日まで 休業期間が令和4年12月～令和5年1月→令和5年3月31日まで 休業期間が令和5年2月～3月→令和5年5月31日まで	郵送またはオンライン上で申請してください。 労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能です。 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugoshienkin.html	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 （平日 8：30～20：00、土日祝 8：30～17：15）
18			○		雇用保険の基本手当における給付日数の延長に関する特例	新型コロナウイルス感染症等の影響により離職を余儀なくされた方等について、雇用保険の基本手当における給付日数を原則60日（一部30日）延長する措置を講じています。	詳しくは、最寄りのハローワークへご相談ください。 参考：「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した給付日数の延長に関する特例について」 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00853.html	ハローワーク仙台 TEL：022-299-8811
19			○		職業相談・紹介、職業訓練の申込、雇用保険失業給付等の手続きについて	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業された場合等は、管轄のハローワークにご相談ください。	詳しくは、ハローワーク仙台へご相談ください。 （ハローワーク仙台管轄区域：仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、富谷市、山元町、大和町、大衡村）	ハローワーク仙台 TEL：022-299-8811

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
20	生活支援			○	仙台市若者就労・定着支援事業	20歳から35歳までの若者世代で正規雇用を希望しながらも、非正規雇用となっている方や求職中の方、新型コロナウイルス感染症の影響で失業された方を対象に、個別面談やマッチングイベントの開催等により、正規雇用につながる就職支援を行います。	詳しくは、右記へお問い合わせください。 https://sendai-shine35.com/	(運営) 事業委託先 株式会社パソナ パソナ・仙台 TEL : 080-4904-0460
21				○	仙台市就職氷河期世代就職支援事業	概ね36歳から51歳までの就職氷河期世代で正規雇用を希望しながらも非正規雇用となっている方や求職中の方、新型コロナウイルス感染症の影響で失業された方を対象に、就職支援研修・マッチングイベントの開催等により、正規雇用につながる就職支援を行います。	詳しくは、右記へお問い合わせください。 https://www.sendai-shine.jp/	(運営) 事業委託先 株式会社パソナ パソナ・仙台 TEL : 0120-740-122
22				○	無料職業紹介事業	求職者と宮城県内の求人企業とのマッチングや、キャリアコンサルティングを実施しています。	詳しくは、仙台市産業振興事業団にお問い合わせください。 参考：ホームページ「ジョブ・スタ せんだい」 https://www.siip.city.sendai.jp/jobsta/	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL : 022-724-1116 (平日 8 : 30~17 : 00)
23				○	市営住宅の一時提供	新型コロナウイルスの影響により解雇され、社宅や寮(借上げ住宅や住宅手当対象の民間賃貸住宅居住者を含む)からの退去を余儀なくされた方を対象に、一時的に(原則6か月)市営住宅を提供します。	電話にて入居のご相談を受け付けます。	都市整備局市営住宅管理課 TEL : 022-214-8331、8387
24				○	生活困窮者自立支援制度による生活・就労支援	生活に困窮している方の相談にワンストップで対応する「仙台市生活自立・仕事相談センター『わんすてっぷ』」を開設しています。 生活面の相談や仕事探しなど、一人一人に合った支援プランを一緒に考え、課題の解決を目指します。どこに相談したらよいかわからない場合など、生活に困ったときは、まずご相談ください。	事前予約の上面談。 詳しくは、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」へお問い合わせください。	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」 TEL : 022-395-8865 FAX : 022-395-6268 メール : info-cw@personal-support.org (土日祝日を除く 9 : 00~18 : 00)

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
25	生活支援			○	住居確保給付金	離職・廃業またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として住居確保給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保の支援を行います。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所の生活保護担当課へお問い合わせください。	各区役所保護課・宮城総合支所管理課 (最終ページ下部の連絡先参照)
26				○	生活保護	家計を支えていた人が亡くなったり、何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合に、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早くご自身で生活を支えられるように支援します。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所の生活保護担当課へお問い合わせください。	各区役所保護課・宮城総合支所管理課 (最終ページ下部の連絡先参照)
27				○	高齢者の健康維持	市ホームページに、外出自粛による生活不活発を予防するための健康維持の工夫や体操のリーフレット・動画を掲載しています。	市ホームページよりご覧いただけます。 健康維持の工夫について⇒ https://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/covid-kaigoyobou.html 体操のリーフレット・動画について⇒ https://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/kaigoyobo/shiryo/taiso.html 詳しくは担当課へお問い合わせください。	健康福祉局地域包括ケア推進課 TEL : 022-214-8317
28				○	定期予防接種の特例制度	新型コロナウイルスの影響により、定期予防接種を決められた接種時期に受けることができなかった方について、接種時期を過ぎて接種した場合でも、特例的に定期予防接種として取り扱い、接種費用の補助などを行います。	詳しくは、感染症対策室もしくはお住まいの区の区役所・総合支所の予防接種担当課へお問い合わせください。	・健康福祉局感染症対策室 TEL : 022-214-8452 ・各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
29	生活支援			○	就学援助制度	市立小・中学校及び仙台青陵中等教育学校（前期課程）に通学している児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学にお困りの方を援助します。 ※ 仙台市に住所を有し、国立、県立又は他市町村立小・中学校に通学している場合は、教育委員会学事課へご相談ください。 【対象】 年間総所得額等が基準額以下の世帯、児童扶養手当を受給している世帯、生活保護が停止・廃止された世帯など ※新型コロナウイルスの影響により所得が減少し基準額以下の場合も対象となります。	詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。	教育局学事課 TEL：022-214-8861
30			○		高等教育の修学支援新制度	住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生を対象に、授業料・入学金の免除、減額及び給付型奨学金の支給を受けられる支援を行います。収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。 また、貸与型奨学金（無利子・有利子）を借りている方でも、新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります。 【家計急変】 通常、毎年春及び秋に奨学生の募集を行いますが、新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、要件を満たすことが確認されれば、随時奨学金の給付や授業料等の減免が受けられます。	年2回春と秋に、在学中の大学等を通じて日本学生支援機構にお申し込みください。家計急変の場合は、その事由が発生したときから3か月以内のなるべく早い時期に、在学している学校に事前相談を行ってください。 このとき併せて、在学中の大学等に授業料等減免の申し込みを行います。その受付期間は学校によって異なります。 ※給付奨学金の対象校として国または自治体の確認を受けた大学等に在籍している方が対象です。 詳しくは、在学している大学・専門学校等の窓口又は日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：文部科学省ホームページ 「大学生の皆さんへ 学びたい気持ちを応援します」 https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html 日本学生支援機構ホームページ 「奨学金の制度（給付型）」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html 「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhon/coronavirus.html

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
31	生活支援	○			緊急採用・応急採用（第一種奨学金・第二種奨学金）	現在の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等または学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、一定の要件のもと奨学金の貸与を受けられます。 ※ 「短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校」に在学中の方が対象です。予約採用は本制度の対象外となりますので、現在高等学校に在学中の方は、緊急採用・応急採用に申し込むことはできません。	詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「緊急採用・応急採用」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html
32				○	仙台市奨学金返還支援事業	貸与型奨学金を利用している学生が本制度の協力企業に就職した場合、年間18万円を上限に奨学金の返還を3年間支援する事業です。	詳しくは、右記へお問い合わせください。 市ホームページ「仙台市奨学金返還支援補助金について」： https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/syogakukin/syogakukin_gakusei.html	仙台市経済局商業・雇用支援課 TEL：022-214-1007
33		○			奨学金の減額返還	災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方で、一定の要件に該当し、当初約束した分割納付の額を減額すれば返還可能である方を対象に、申請により毎月の返還額が減額されます。 1回の願出につき適用期間は12か月で、最長15年（180か月）まで延長可能です。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「減額返還」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/genaku/index.html
34		○			奨学金の返還期限猶予	災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合は、返還期限の猶予を受けることができます。 審査により承認された期間については返還の必要がありません。適用期間後に返還が再開され、それに応じて返還終了年月も延期されます。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「返還期限猶予」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuho/index.html

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
35	生活支援			○	就職活動中の学生等向けのオンライン相談	新型コロナウイルスの感染予防対策の一環として、キャリア・コンサルティング（しごとに関する個人向け相談窓口）をオンライン方式でもご利用いただけます。	詳しくは、仙台市産業振興事業団にお問い合わせください。 参考：ホームページ「ジョブ・スタ せんだい」 https://www.siip.city.sendai.jp/jobsta/	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116 （平日 8：30～17：00）
36				○	オンラインによる就職活動を行う学生を対象としたスペースの無償貸し出し	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置として企業の採用活動がオンラインにシフトしてきていることから、就職活動をしている方向けに、オンライン就活の会場を無料で貸し出しています。		
37	公共料金			○	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	新型コロナウイルスの影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方の支払い猶予など、納入に関するご相談に応じています。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	・青葉区・泉区でご利用の方 水道局北料金センター TEL：022-371-8830 ・宮城野区・若林区・太白区でご利用の方 水道局南料金センター TEL：022-304-0023 ・井戸水や公設浄化槽をご利用の方 建設局業務課 TEL：022-214-8337 （平日 8：30～17：00）
38				○	ガス料金の支払い相談	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方のご相談に応じます。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	ガス局お客さまセンター TEL：0800-800-8977 （平日 8：30～17：00）
39	税金			○	市税の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった等の事情で、市税を納期限までに納めることが困難な方は、納税の猶予（換価の猶予、徴収の猶予）が認められる場合があります。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局北徴収課 ・青葉区にお住まいの方 TEL：022-214-8152 ・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-5027 ○財政局南徴収課 ・宮城野区、若林区にお住まいの方 TEL：022-214-8153 ・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8154 ○財政局徴収対策課 ・仙台市外にお住まいの方 TEL：022-214-8661 （平日 8：30～17：00）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
40	税金			○	個人市県民税の減免	新型コロナウイルスの影響等により所得が激減した方で、以下の要件をいずれも満たす方は、個人市県民税の減免を受けられる場合があります。 ・合計所得金額が600万円以下であること ・所得が前年に比べて7割以下となっていること ・生活が著しく困難であること	納期限までの申請が必要です。詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局市民税課 ・青葉区・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-8637 ・宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8638 (平日 8：30～17：00)
41			○		国税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税の猶予を受けられる場合があります。 ※新型コロナ税特法の成立・施行により創設された「特例猶予」は、申請期限である令和3年2月1日をもって終了しました。 ※ただし、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税で、その納期限までに申請書を提出できなかったやむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請が可能です。	詳しくは、居住地を管轄する税務署（徴収担当）へお問い合わせください。	・青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区にお住まいの方 仙台北税務署 TEL：022-222-8121 ・青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区にお住まいの方 仙台中税務署 TEL：022-783-7831 ・太白区にお住まいの方 仙台南税務署 TEL：022-306-8001 (平日 8：30～17：00) ※北税務署と中税務署の管轄区域については、下記URLよりご確認ください。 https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/location/besshi/sendai.htm#aoba
42			○		県税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方は、申請により、県税の徴収猶予を受けられる場合があります。 ※地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の成立・施行により創設された新型コロナウイルス感染症に係る「徴収の猶予制度の特例」は、申請期限である令和3年2月1日をもって終了しました。 ※納期限までに申請できなかったやむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請が可能です。 ※特例の要件を満たさない場合でも、現行の猶予制度を利用できる場合があります。	詳しくは、居住地を管轄する県税事務所へお問い合わせください。	・青葉区、宮城野区の一部及び若林区にお住まいの方 仙台中央県税事務所 TEL：022-715-0624 ・青葉区、宮城野区の一部（仙台中央県税事務所の管轄区域を除く）及び泉区にお住まいの方 仙台北県税事務所 TEL：022-275-9120 ・太白区にお住まいの方 仙台南県税事務所 TEL：022-248-2963 (平日 8：30～17：15) ※中央県税事務所、北県税事務所の管轄区域については下記URLよりご確認ください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-tkenzei/index.html

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
43	社会保障			○	国民健康保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和3年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和4年4月から令和5年3月までに納期限が到来する令和3年度分と令和4年度分の保険料が減免になります。	市ホームページから印刷した申請書（または保険料決定通知書に同封の申請書）に記入のうえ、添付書類と一緒にお住まいの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
44				○	後期高齢者医療保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和3年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和4年4月から令和5年3月までに納期限が到来する令和3年度分と令和4年度分の保険料が減免になります。	市ホームページから印刷した申請書に記入のうえ、添付書類と一緒にお住まいの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
45				○	介護保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和4年中の収入見込みと令和3年中の収入を比べて3割以上の減少等）が見込まれる場合において、令和4年4月から令和5年3月までに納期限が到来する令和3年度分と令和4年度分の保険料が減免になります。	お住まいの区の区役所・総合支所の介護保険担当課へお問い合わせください。	各区役所介護保険課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
46		○			国民年金保険料の免除・納付猶予	収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが困難な場合に、保険料の免除、納付猶予を受けることができる場合があります。	ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。 個人のお客様の相談は、全国どこの年金事務所でも受け付けています。	・ねんきん加入者ダイヤル TEL：0570-003-004 （平日 8：30～19：00、第2土曜日 9：30～16：00） ・仙台北年金事務所 TEL：022-224-0891 ・仙台東年金事務所 TEL：022-257-6111 ・仙台南年金事務所 TEL：022-246-5111 平日 8：30～17：15（時間延長、週末相談あり） 時間延長：週初の開所日 17：15～19：00 週末相談：第2土曜日 9：30～16：00
47				○	国民健康保険傷病手当金	国民健康保険の被保険者のうち、被用者（雇用されている方。賃金を受け取って労働に従事する方。）で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、療養のため一定期間仕事をお休みしたことにより給与等が支払われなかった方等を対象として、傷病手当金を支給します。 支給開始日（療養のため労務に服することができなくなった日から4日目）が令和5年3月31日までのものが対象となります。	市ホームページから印刷した申請書に記入のうえ、添付書類と一緒にお住まいの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
48	社会保障			○	後期高齢者医療傷病手当金	後期高齢者医療の被保険者のうち、被用者（雇用されている方。賃金を受け取って労働に従事する方。）で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、療養のため一定期間仕事をお休みしたことにより給与等が支払われなかった方等を対象として、傷病手当金を支給します。 支給開始日（療養のため労務に服することができなくなった日から4日目）が令和5年3月31日までのものが対象となります。	市ホームページから印刷した申請書に記入のうえ、添付書類と一緒に住みの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
49				○	要介護認定期間の合算	一定の要件に当てはまる方を対象に要介護（要支援）認定の有効期間を6か月合算します。	お住まいの区の区役所・総合支所の介護保険担当課へお問い合わせください。	各区役所介護保険課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
50	家庭学習支援			○	おうちでチャレンジ・ラボ 中学生向け理科学習動画 小学生向け理科学習動画	ご家庭でも簡単にできる実験・科学工作の紹介動画、小学生及び中学生向け家庭学習支援動画をYouTubeで公開しています。	仙台市科学館ホームページよりご覧いただけます。 http://www.kagakukan.sendai-c.ed.jp/	仙台市科学館 TEL：022-276-2201
51				○	子どもの家庭学習（食育）支援	家庭での学習支援、食育の一環として、お子様ひとりでも安全・簡単に調理ができる「子どもが作るレシピ」及び「キッチンで自由研究」をガス局ホームページで公開しています。	ガス局ホームページよりご覧いただけます。 子どもが作るレシピ⇒ https://www.gas.city.sendai.jp/family/recipe/cat1/index.php キッチンで自由研究⇒ https://www.gas.city.sendai.jp/family/recipe/ziyu/index.php	ガス局お客さまセンター TEL：0800-800-8977 （月曜日～土曜日 8：30～17：00）
52				○	チャレンジ！おうちで楽しむ博物館（小・中学生向け学習コーナー） また、収蔵資料や仙台の歴史・文化を紹介するため、奥州・仙台おもてなし集団「伊達武将隊」と共同で制作した動画等を、「せんだいTube」で配信しています。	小・中学生が自宅や学校で楽しく取り組めるような「もんきりがた遊び」や郷土玩具づくり、仙台の歴史に関するクイズなどを紹介しています。	仙台市博物館ホームページよりご覧いただけます。 https://www.city.sendai.jp/museum/	仙台市博物館 TEL：022-225-3074
53	子育て支援			○	妊婦の方に向けた情報提供	新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱えている妊娠中の方などに向けた情報を集約し、市ホームページに掲載しています。	市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kodomo-hoken/202004_ninpu_coronataisaku.html 詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。	各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
54	子育て支援		○	○	新型コロナウイルスの感染拡大で不安を抱える妊産婦の電話相談窓口	新型コロナウイルスの感染拡大により、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦の電話相談窓口を設置し、助産師が相談をお受けしています。 【対象者】 宮城県内在住の妊産婦及び宮城県内で里帰り分娩する妊産婦等 【実施期間】 令和5年3月31日まで	詳しくは相談窓口へお問い合わせください。	新型コロナウイルスの感染拡大で不安を抱える妊産婦の電話相談窓口 TEL：090-1060-2232 (月曜日・水曜日・金曜日 13:00～19:00 (祝休日除く))
55			○		不安を抱える妊婦の方への出産前新型コロナウイルス検査	新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱える妊婦の方は、希望に応じて新型コロナウイルスの検査を無料で受けることができます。 【対象者】 宮城県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊婦の方 ※里帰り分娩などのために宮城県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊婦の方も対象となります。 ※検査を受ける週数は妊娠36週から38週頃を目安とします。 【実施期間】 令和5年3月31日まで 【手続き】 (1) 出産前新型コロナウイルス検査を希望していることを、宮城県内の出産を予定している分娩取扱施設の主治医に伝え、検査について説明を受けます。 (2) 検査の申し込みと予約を行います。	出産を予定している宮城県内の分娩取扱施設の産科主治医にご相談ください。 市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kodomo-hoken/ninpu_pcr.html	子供未来局子供家庭保健課 TEL：022-214-8189

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和5年1月10日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
56	子育て支援		○		不妊に悩む方への特定治療支援に係る年齢要件の緩和	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定の不妊治療に要する費用の一部助成について、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、要件を緩和します。 令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合の時限的な年齢要件の緩和 【対象者】 令和2年3月31日時点で法律上の婚姻をしている夫婦であり、夫婦の前年の所得の合計が730万円未満である場合、下記の通り取り扱われます。 ①令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の方：初回治療開始時の妻の年齢を「43歳未満」から「44歳未満」へ引き上げます。 ②令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の方：初回治療開始時の妻の年齢を「40歳未満」から「41歳未満」へ引き上げます。（通算6回まで助成が可能です） ※令和4年4月からの不妊治療の保険適用化にともない、令和4年度は、令和4年3月31日以前に治療を開始し令和5年3月31日までに終了した治療について、1回まで助成対象となります。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。	各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

※各区役所・総合支所代表電話番号一覧

区役所・総合支所にお問い合わせの場合は、下記までご連絡ください。

青葉区役所 022-225-7211（代表） 太白区役所 022-247-1111（代表）

宮城総合支所 022-392-2111（代表） 秋保総合支所 022-399-2111（代表）

宮城野区役所 022-291-2111（代表） 泉区役所 022-372-3111（代表）

若林区役所 022-282-1111（代表）

（平日 8：30～17：15）